

個人情報 の 域外 移転 と 認証 制度 への 期待

2018年 3月13日

遠山 敬彦

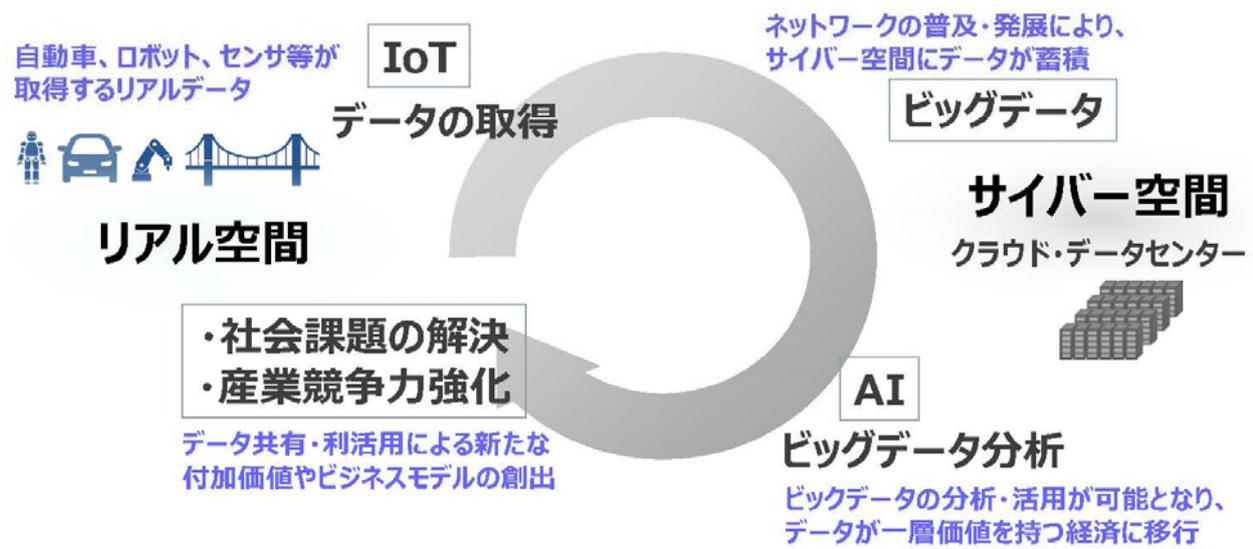
経済産業省 商務情報政策局
情報経済課 情報政策企画調整官

Contents

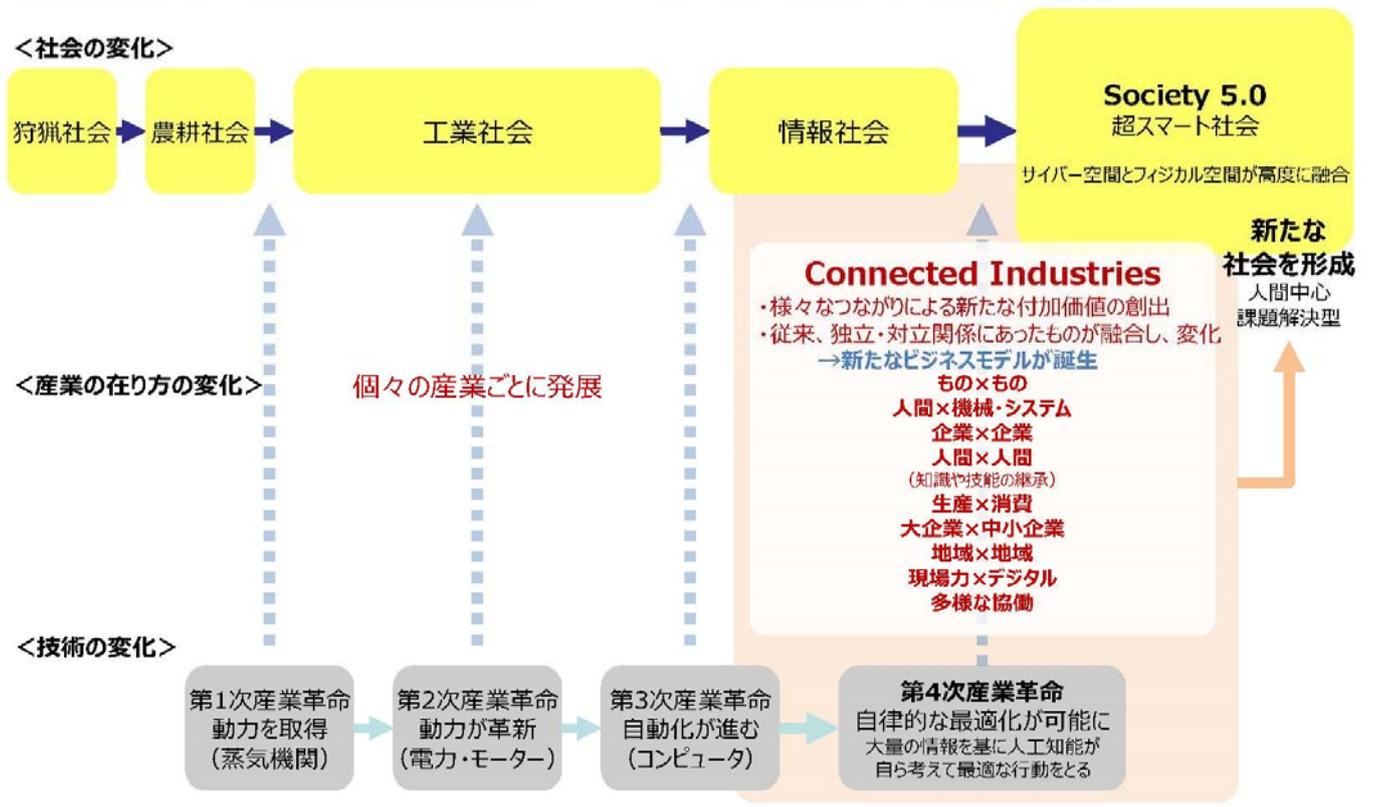
- コネクテッドインダストリーズとデータの活用
- 個人情報保護の国際的な概観
- 個人情報越境移転に関する認証制度(CBPR)への期待

はじめに：IoT、ビッグデータ、AIの重要性

- IoTによって、ロボット、自動車、インフラなど様々な機器・システムがネットワークにつながり、リアル空間のデータを取得可能に。
- 得られたビッグデータをAIにより分析し、付加価値の高いサービス等を提供していく社会が進展。5G導入により、一層本格化していく見込み。



Society 5.0につながるConnected Industries



	産業データ（≒非個人情報）	個人情報
データ利活用に関する制度	基本方針で示す重要分野の協調領域	
	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> 1. データ契約ガイドラインの改訂 </div>	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> 2. 「産業データ活用事業の認定制度」の創設 → 協調領域におけるデータ活用を促進 </div>
情報の保護	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> 3. 不正競争防止法 「データの不正流通に対し差止めを可能とする制度」の創設 ・「データと競争政策に関する検討会 報告書」（公取委CPRC）の公表。（H29.6） </div>	4・1・パーソナルデータのポータビリティ 4・2・情報銀行 5・個別の利活用ガイドライン（カメラ画像等） 匿名加工医療情報作成事業者（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律） 指定信用情報機関（罰賦販売法） 指定信用情報機関（貸金業法）
	6. データ取引の促進	
		ガイドライン 個人情報保護法

個人情報保護規制を巡る日米欧の動向

概要

- データフリーフローについては、日・米・欧の3極とも支持。一方で、個人データ保護規制にはそれぞれ考え方の違いが存在。
- EUは個人データの保護は明確に基本的人権とされており、データのフリーフローを実現する上での大前提となるという考え。
- EUは、GDPR（一般データ保護規制）を指令から規則へと格上げ、2018年5月に施行予定。
- 日本では、改正個人情報保護法が成立し（2017年5月30日施行）、個人情報の越境移転規制を導入する等、EUのデータ保護規制と近い法制度となった。
- 2017年7月6日の安倍総理とユンカー委員長の政治宣言により、2018年早期に十分性を相互に有することを確認することで合意。
- 米国とEUの間では、プライバシー・シールドにより個人情報の越境移転が可能。
- また、日米欧を含む個人情報保護規制についての取組みとしては、APEC CBPR(Cross Border Privacy Rules)とEU保護指令上のBCR(Binding Corporate Rule)との相互運用性を模索する取組みが存在。



Promoting the free flow of information - G7 Italy

Summit Meeting Taormina, Italy, May 26-27, 2017

ICT-Industry Ministerial Meeting Turin, Italy, September 25-26, 2017

Promoting the free flow of information - G20 Germany

Summit Meeting Hamburg, 7-8 July 2017

G20 Digital Economy Ministerial Conference Dusseldorf, 6-7 APRIL 2017

Promoting the free flow of information - OECD

OECD Ministerial Meeting on the Digital Economy:

Innovation, Growth and Social Prosperity Cancún, Mexico, 22-23 June 2016

Principle of Free Flow of Information and data in APEC

APEC VIETNAM 2017

○ APEC Ministerial Meeting / “JOINT STATEMENT”

ANNEX A: APEC “CROSS-BORDER E-COMMERCE FACILITATION FRAMEWORK

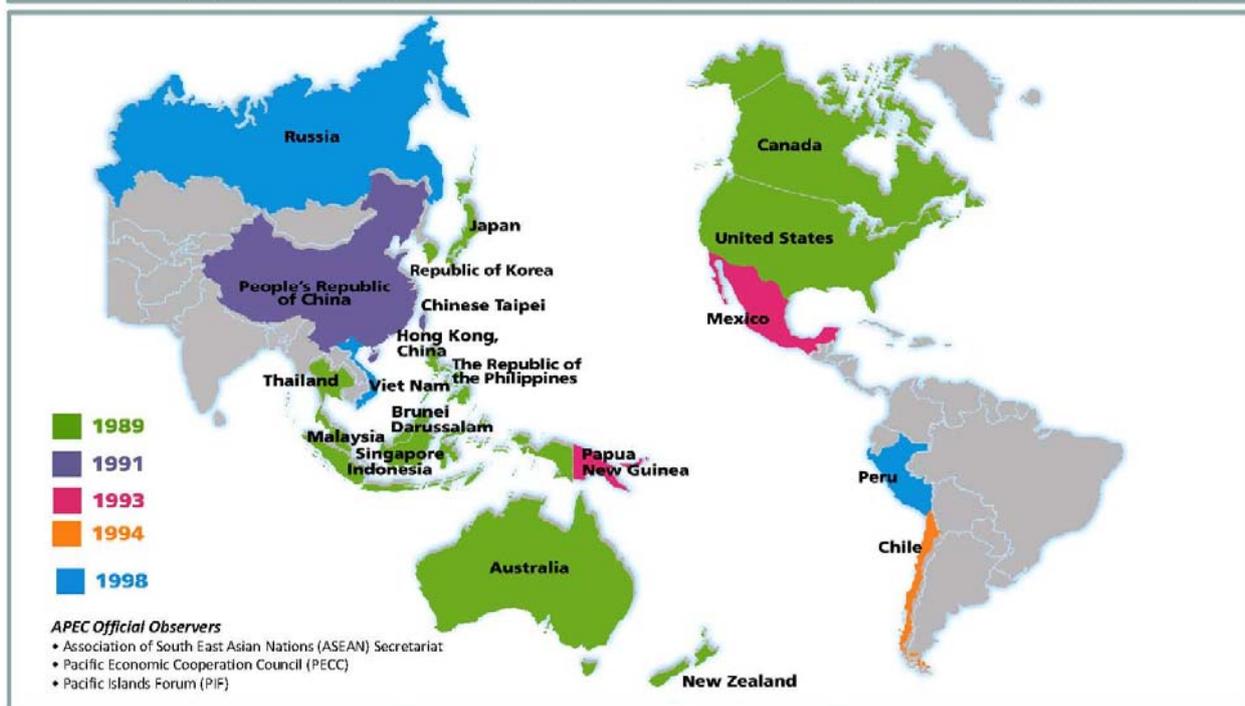
(v) Addressing emerging and cross-cutting issues in cross border e-commerce

○ APEC ROADMAP ON INTERNET AND DIGITAL ECONOMY

7

APEC 加盟国概要

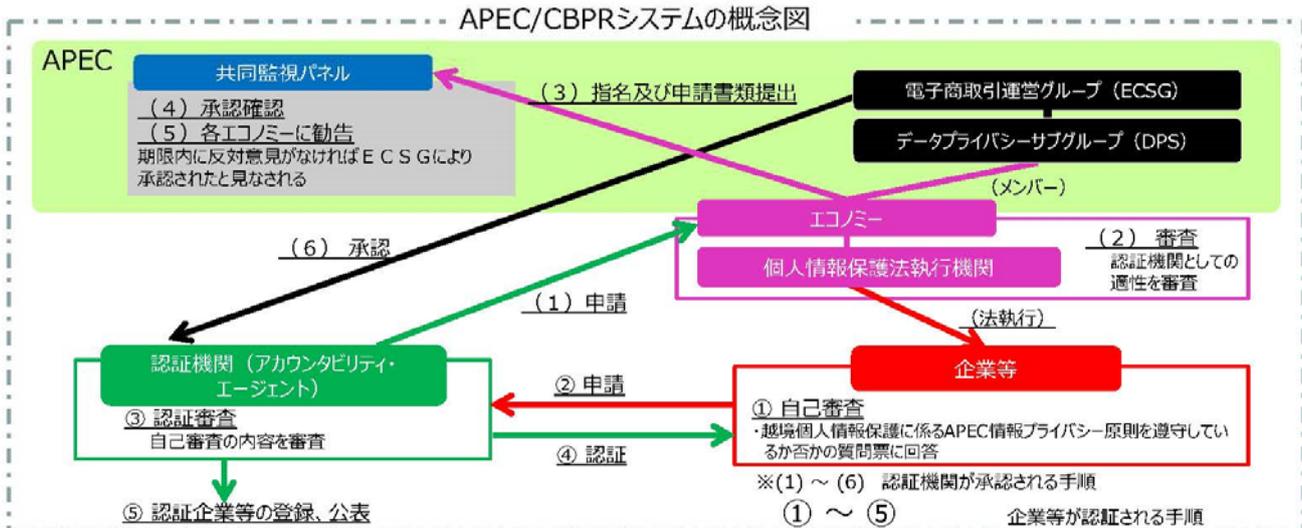
- 21の国及び地域が参加。
- 全世界に比して参加国／地域のGDPは55%、国際貿易の44%、全生産の40%を占める。



8

APEC-越境個人情報保護ルール(CBPR)

- 企業等の越境個人情報保護体制について、APEC情報プライバシー原則への適合性を認証する制度。
- 申請企業等は、自社の越境個人情報保護に関するルール、体制等について自己審査を行い、APECで承認された認証機関から審査・認証を受ける。
- 2018年2月現在、米国、メキシコ、日本、カナダ、韓国、シンガポールが参加する他、台湾、フィリピン、豪州も参加に向けて準備中。
- 米国及び日本の認証機関が事業を開始しており、米の認証機関からIBM、Apple、HP等20社が、日本の認証機関(JIPDEC、2016年6月～)から1社が認証を取得済み。

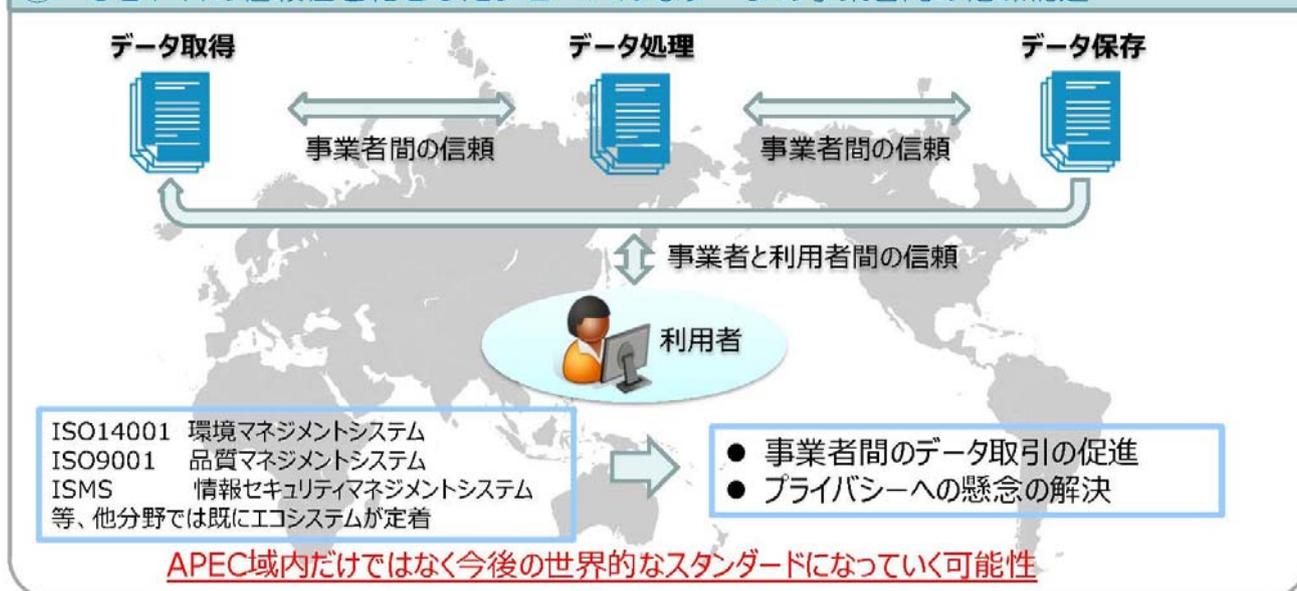


CBPRの現状

- 参加エコノミー: 米国、メキシコ、日本、カナダ、韓国、シンガポール
- 認証機関; TRUSTe (米国) and JIPDEC (日本)
- 認証を受けた企業数; 20社(米国)(incl. Apple, Cisco Systems, HP, IBM and Merck) and 1社(日本)
- 日本における最初にCBPR認証を受けた企業; IntaSect Communications, Inc.(On December 20, 2016)

CBPRシステムのメリット（1）

① CBPRの信頼性を軸としたグローバルなデータの事業者間の循環構造



② 各国の越境移転手段の証明ツールへ

【日本】改正個人情報保護法の全面施行後、個人情報データを第三国に移転する際の条件の一つとしてCBPRが位置付けられている。

11

CBPRシステムのメリット（2）

改正個人情報保護法における 個人データの越境移転の条件 (2017年5月30日発効)

- 以下のいずれかの場合、個人データは国内と同様の取扱いがなされる海外の第三者に移転してもよい。；
 - ・ 本人の同意、
 - ・ 個人情報保護委員会規則で指定した国
 - ・ **個人情報保護委員会規則によって定められた基準に適合する個人情報保護の仕組みを備える第三者**



個人情報保護委員会規則に定められた基準の一例；
個人情報の取り扱いに関し、国際的な枠組み（含 CBPR）に基づく第三者機関による認証を得ること

12

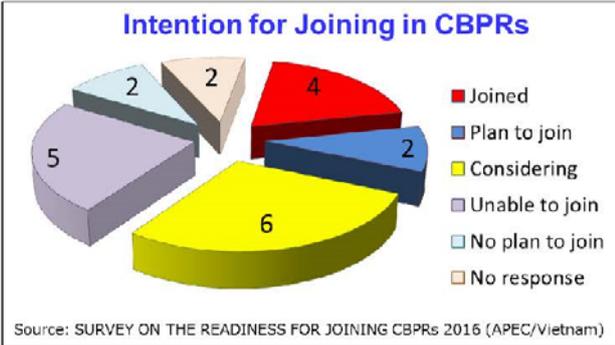
CBPRシステムのメリット (3)

APEC/CBPR と EU/GDPR との 相互運用性向上に向けた検討

第1回 ECSG-DPS EU間会合 (2017年8月22日、ベトナム) :
ECSG-DPS とEUとの第1回会合において、個人データ保護に関連する議題として、CBPR and GDPR, 及びグローバルのデータ流通の円滑化について議論を行った。
EUがGDPRの下で設立を予定している新たな認証制度との相互運用性等について引き続き議論していく方針。

CBPR に関する関心の高まり

- CBPRへの参加準備に関する調査を2016年に実施。CBPRへの参加に関する調査結果は以下の通り:
 - 2ヶ国 (韓国、フィリピン) は参加を計画
 - 6ヶ国 (豪、香港、シンガポール、ベトナム、RUS, CT) 検討中
韓国は2017年6月に参加、シンガポールは2018年2月に参加
- フィリピンと台湾は2017年2月のECSG会合において、CBPRへの参加に関心を表明
- 豪は2017年11月、CBPRへの参加の意図を公式に表明



日本は、APEC エコノミーのCBPRへの参加に向けた努力を支援。具体的には、経験及び仕組みの実装することから得られた教訓をシェア

- 情報の自由な流通がグローバル経済の発展及び社会の発展を促進させるための基本的な原則であることは広く認識されている。
- 同時に、データ保護の重要性、プライバシー保護を尊重し促進することも認識されている。
- ますます多くの国が独自の個人情報保護手段を導入する一方で、いくつかの手段は情報の移転や国境を越えたデータの移動に対して障害となっている。
- 国際的に共通又は相互運用可能なプライバシー保護の仕組みを設立し促進する必要がある。
- このような仕組みとなるために、APEC/CBPRは多くの可能性を持っている。

15

参加エコノミー数が6カ国と未だ少ない点
取得企業数が少ない点



CBPRシステムの効果的な運用のため、参加エコノミー数の拡大が必要
加えて、認証を取得する企業の拡大も必要

CBPRシステムはAPEC域内の取り組みである点



欧州GDPRとの連携など、CBPRシステムのAPEC域外への拡大への期待

16

Thank you